

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	介護保険料賦課徴収事務事業			事業コード	0493
所属コード	066000	課等名	介護高齢福祉課	係名	保険料係
課長名	藤井 優子	担当者名	長澤 勲	内線番号	3537
評価分類	☐ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☒ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	高齢社会に適応した高齢者福祉の充実	コード	4
	基本事業	高齢者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名	介護保険費特別会計 1 款 2 項 1 目 被保険者証発行事務 (001-01) 介護保険費特別会計 1 款 2 項 1 目 賦課徴収事務 (001-02)			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	平成 12 年度
根拠法令等	介護保険法第 129 条～第 146 条, 盛岡市介護保険条例			

(2) 事務事業の概要

・第 1 号被保険者 (65 歳以上) への介護保険者証の発行と介護保険料の賦課徴収。
上記事業に係る死亡・転出に伴う資格の管理, 保険料の還付・充当業務。
保険料の徴収に係る調定・収納・催告業務。

(3) この事務事業を開始したきっかけ (いつ頃どんな経緯で開始されたのか)

介護保険法 (平成 12 月 4 月 1 日施行)。

本格的な高齢化社会に入ったことで, それまで老人福祉と老人医療に分かれていた高齢者の介護に関する制度を介護保険制度として再編成し, 利用しやすく公平で効率的な社会支援システムとしてスタートした。保険料の賦課徴収は平成 12 年 10 月から開始した。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

①第 1 号被保険者の保険料額は, 第 3 期 (H18～H20) では 6 段階設定となっていたが, 第 4 期 (H21～H23) においては, 介護認定者 (サービス利用者) の増加や, 介護従事者の処遇改善のために介護報酬が改定されるなどによって給付費の増大及びそれに伴う第 1 号被保険者の保険料額の大幅な上昇が見込まれたため, 負担能力の低い被保険者の保険料負担の軽減を図るとともに, 収入に応じた負担を求め, また税制改正の影響を吸収するために, 8 段階設定とした。第 5 期 (H24～H26) においては引き続き負担能力の低い被保険者の保険料の負担軽減を図るとともに, 給付費の増加に対応するために 10 段階設定とした。

②引き続き介護認定者 (サービス利用者) の増加により給付費の増大が見込まれることから,

公費を含む費用負担の割合が変わらない限り、保険料額の上昇が考えられる。また「団塊世代」の高齢化による被保険者数の増加に伴い、賦課作業や滞納者に対する催告等、賦課収納事務等の増大が見込まれる。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が、何が対象か）

- ①被保険者証発行事務については、65 歳年齢到達者、転入者及び再発行者。
- ②賦課徴収事務については、第 1 号被保険者（65 歳以上の市民）

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 第 1 号被保険者	人	62,697	64,875	66,222	67,381	71,140
B 65 歳年齢に到達した者、転入者及び再発行者	人	3,757	4,937	5,200	5,752	5,400
C						

（3）24 年度に実施した主な活動・手順

- ・被保険者証の交付
- ・介護保険料の賦課及び徴収
- ・第 1 号被保険者全員に対して、保険料額の決定通知と同時に周知用のパンフレットを同封して送付した。

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 被保険者証発行数	件	3,757	4,937	5,500	5,752	6,000
B 特別徴収・普通徴収賦課数	件	66,743	67,838	70,000	70,716	75,000
C 普通徴収年度末催告者発行数(2ヵ年分催告書件数=4 月送付催告書件数+2 月送付催告書件数)	件	3,560	3,571	3,500	3,645	3,300

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

- ・今後さらに給付費の増大が見込まれることから第 6 期保険事業計画においては各段階の料率を見直し、収入の低い方に配慮しながら収納率の向上に努め、介護保険給付費の財源を確保する。
- ・介護が必要になった方に、サービス利用費の 1 割分の自己負担でサービスを利用できるようにする。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 収納率(収入済額/調定額)	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	%	96.57	96.55	96.60	未確定	97.00
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	30,330	30,018	29,088	29,042
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	30,330	30,018	29,088	29,042
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	10,000	10,000	10,000	9,100
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	40,000	40,000	40,000	36,400
計	トータルコスト A+B	千円	70,330	70,018	69,984	65,442
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

- ・施策体系と結びついている

【理由】

高齢者が安心して自立した生活を送るために、介護保険制度の安定的な運用は必要であり、その基礎となる保険料の賦課及び徴収事務は適正かつ効率的に行う必要がある。

② 市の関与の妥当性

- ・妥当である。

【理由】

各市町村等が保険者となる法定事務である。

③ 対象の妥当性

- ・現状で妥当である。

【理由】

法律で定められている。

④ 廃止・休止の影響

- ・影響がある。

【理由】

法定事務である。縮小又は廃止は法律の改正による。また、法律の改正の伴わない廃止・休止の場合には財源の確保又は公平性の確保の点で著しい問題が生じる。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

- ・向上の余地がある。

【理由】

制度の周知の徹底、電話や訪問などの催告を十分に実施できれば収納率の向上の余地はある。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

- ・賦課においては公平である。

【理由】

賦課は、法律の基づき、各々の所得に応じた段階別の保険料額設定となっており、公平である。ただし、その保険制度の仕組みに不満を持つ人もいる。

(4) 効率性評価

- ・妥当である。

【理由】

全国的なシステムの中で行われており、また大量な情報を処理する業務なので電算処理は欠くことができない。保険料通知、督促状、催告書発送なども必要な業務でありそれに関連する費用については最低限必要なものであり削減できない。

ただ、滞納支援システムについては効率的とは思えない。滞納を抱える担当課が同じことを繰り返して行っている。それは催告だけではなく、催告に行くまでの調査も意味する。それであれば徴収担当課（納税課）が全ての債権について滞納整理を行うことが一番効率的である。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

- ① 平成 24 年度から始まる第 5 期介護保険事業計画のなかでも保険料額の上昇を抑えることができなかった。低所得者やサービス未利用者の負担感を緩和するため、制度への理解をより深めるため納付書等にパンフレット同封するなどの方策は継続するとともにさらに負担感緩和の方策を検討する必要がある。
- ② 介護保険料普通徴収の収納率低下のため包括外部監査から方策を講ずるよう提案を受けている。全国の中核市では半数以上の都市がなんらかの滞納処分を行っていること市も滞納処分の実施について検討する。
- ③ 低所得者層の負担を軽減する減免制度の拡充については保険料の料率の改定と併せて検討

を行う。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

- ① 周知に係る費用については、引き続き予算を確保していかなければならない。さらに負担緩和を図る方策にはかなりの予算が必要になると思われる。
- ② 介護保険料の収納率の向上に繋がる方策が必要。関係課との協議を行い、処分を行っていく必要がある。
- ③ 現在の枠の中では、低所得者層の負担を軽減するためには、保険料の負担のバランスの上から上位の所得段階の動向が重要になる。今後上位の所得層がどこまで増えるかがどのような減免制度を行えるかあるいは今後保険料設定を行えるかのキーポイントとなる。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

介護保険法に基づく事務であり、継続する必要がある。負担の公平感を保ち、持続可能な制度としていくため、引き続き制度の仕組みについての周知を図り、市民の理解を得るとともに、収納率の向上を図るため、訪問徴収等の取組を継続するほか、コールセンターの活用について担当課と協議するとともに、滞納処分の実施等について、中核市等の例を参考にしながら検討を進める。